○国土交通省告示第八百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	中央自動車道富士吉田線		
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
	都留市つる五丁目一〇九八番二から同市つる五丁目一〇四八番二まで	前	最大 一二二（メートル）	一七〇（メートル）
			最小 九七	
		後	最大 一一六	
			最小 八〇	

○国土交通省告示第八百三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線		
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
	八女市室岡字溝代二六二番から同市室岡字野田二八一番五地先まで	前	最大 四四九（メートル）	一五二（メートル）
			最小 三八	
		後	最大 三四一	
			最小 三八	

○国土交通省告示第八百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道富士吉田線	都留市つる五丁目一〇四八番二から同市つる五丁目一〇二八番二まで	平成二十三年八月十日十五時

○海上保安庁告示第百六十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	峰ケ埼灯台
位置	
所在地	鹿児島県南さつま市（峰ケ埼）
北緯	三一―一六―二一
東経	一三〇―一二―五九
変更した事項	光度 一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一二五メートル
変更年月日	平成二十三年六月二十四日

○海上保安庁告示第百六十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京電力東通原子力発電所専用港工事E灯浮標
位置	
所在地	白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約七・九キロメートル
北緯	四一―一二―一一
東経	一四一―二四―一八
廃止年月日	平成二十三年六月二十八日

○海上保安庁告示第百六十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	小瀬居島灯台
位置	
所在地	香川県坂出市（小瀬居島）
北緯	三四―二二―二六
東経	一三三―五一―〇七
変更した事項	光度 実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十三年六月二十八日
名称	越高港御園島防波堤灯台
位置	
所在地	長崎県対馬市（越高港御園島防波堤外端）
北緯	三四―三二―三一
東経	一二九―一九―三七
変更した事項	光度 実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十三年六月二十八日
名称	室津港新西町防波堤灯台
位置	
所在地	山口県室津港（新西町防波堤外端）
北緯	三三―五〇―〇七
東経	一三二―〇六―五六
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十三年六月三十日
名称	山口県宇部港東A灯浮標
位置	
所在地	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
北緯	三三―五五―三一
東経	一三一―一四―三二
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十三年七月一日
名称	山口県宇部港東B灯浮標
位置	
所在地	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
北緯	三三―五五―三九
東経	一三一―一四―三五
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十三年七月一日

○海上保安庁告示第百七十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	大船渡港湾口北防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県大船渡港（湾口北防波堤外端）
北緯	三九―〇一―一一
東経	一四一―四三―五八